

新憲法第3次案の特色

—— 平成15年5月3日発表の第1次案、平成18年5月3日発表第2次案に加えて ——

前提説明 —— 現行憲法には、法律用語の誤りが28ヵ所もある。占領軍の案文を急ぎ翻訳したため。例えば、「放棄」は「否認」とすべし。「可決」とすべきを「議決」とした誤り多し。法文の内容も、65年間、一度も改正されていないため、不都合・不適当なもの多い。同じく占領下で基本法を作ったドイツはこの間、58回改正している。占領下直後に改正させられた日本は、本来ならば60回位改正があっても良かった。多数の改正点から、いくつかを挙げる。

当「自主憲法」の団体は、昭和54年秋から毎月1回、国民有志・改憲学者・国会議員関係による「自主憲法研究会」（＝新しい憲法をつくる研究会）を開き、昭和58年5月3日大会で改憲案を発表して以来、毎年のように改憲案を発表してきた。この第1次～第3次新憲法案は、その34年にわたる研究の結晶である。参加された改憲学者の中でも、28年間にわたり起案・整合性を指導された亡き竹花光範先生（駒沢大学法学部教授、憲法学会理事長）の御魂に、心から感謝と敬意を捧げる。また、当「自主憲法」団体を熱心に率いられた第1代会長・岸信介元総理、第2代会長・木村睦男元参議院議長、第3代会長・櫻内義雄元衆議院議長の、御魂にも、心からの敬意と感謝を捧げる。

〔前文〕（前文は、法文そのものでない。いくつも案文されたが平成18年の第2次案を採用）

前文を持たない国の方が多いが、日本のように歴史の古い国、また、占領下で作られた現在の前文は「詫び証文」的なので、真に独立国としての日本人が誇れるような内容に改めた。

〔第1章 天皇〕（平成15年の第一次案と同じ。第1条から第8条まで）

第1条の①に「天皇は、日本国の元首である」とし、②に、対外代表と「日本国の伝統、文化、及び国民統合の象徴である。」としている。なお、第2条の中で、伝統に基づき「皇位承継に際しては元号を定める。」とした。なお現行憲法で「天皇の国事行為は内閣の助言と承認を必要」とあるのを、「助言」だけにした（第3条）。また、これまでの学問的疑義を解消するため、〔天皇の準国事行為〕を明記した（第7条）

〔第2章 国民の権利及び責務〕（平成15年第1次案と同18年の補正案が基本となっている）

国民の基本的な人権保護は当然としつつ、不適切な表現を変え、また、時代の要請である「人格権」（13条）や「知る権利」（18条）、そして「家庭の尊重」（23条）などを入れた。

なお、現憲法が「個人の権利」を協調するため、言いたい放題、やりたい放題するのが、個人の権利と誤解されているので、権利と義務とは盾の両面であるとの認識を背景にした。

また、「義務」というと日本人には「お上から押しつけられるもの」との観念が強いので、「義務」という言葉をやめて、「社会・公共のために自ら貢献する」との観念である「責務」

という言葉に代え、「遵法の責務」「納税の責務」「国家防衛の責務」「国家緊急事態下での協力責務」「公共財・保守の責務」（第34条～第38条）の条文を置いた。

〔第3章 国会〕（当「自主憲法」案は、平成2年から、一院制を唱えている“特色”がある）

特色とは、当団体第2代会長・木村睦男先生が、4年にわたり参議院議長を務められたが、その御体験から、一院制を唱えられた。ただ、木村睦男会長は、どちらかの院を廃止するといふのではなく、衆参両院を同時に解消して（いわばガラガラポンで）、一院制とする考えであった。木村参議院議長時代は、2院制が安定していた時代であったが、ここ5～6年、衆・参ねじれ国会で、政局が極めて不安定であるのを見ると、「先見の明」というべきである。

◎エマニエル・ジョゼフ・シェイエス（フランス革命指導者5人の一人・総裁・元老院議長）

「上院、何の用ぞ、もし、下院と一致せば、無用の長物たらん。また、両院の議決、一致せざれば、有害たらん。」と喝破している。すでに二百数十年前のこと。

当団体は、第2代会長・木村睦男元参議院議長の時以来、衆参をガラガラポンした、一院制を主張している。したがって、今回の第3次案も一院制で構成されているので、現行憲法の国会の章より、条文がずっと簡潔で分かりやすくなっている。

〔第4章 内閣〕（平成15年の第1次新憲法案をほぼ採用している）

現行日本国憲法は、内閣総理大臣の指名で衆議院と参議院が異なった時は、衆議院の議決が優越するといった規定があるが、当「自主憲法」案では、前述のように、国会を一院制にしたので、そうした規定はいらなくなる。ただ、いくつかの規定を追加した。例えば、第67条に、「内閣総理大臣の臨時職務代行者」の規定をおいたこと。これは、かつて、小渕恵三総理が、現職のまま亡くなった時、疑義を生じたので、そうした事態に備えて、予め臨時代行者を指名しておく規定をおいた。さらに、第68条と第69条に、内閣総理大臣とその他の国务大臣に、就任に際し、忠実に職務を遂行する旨を宣誓する義務を規定している点が、特色である。

〔第5章 裁判所〕（平成15年の第1次新憲法案をほぼ採用している）

現行憲法では「司法」の章題になっているが、当団体では、第6章に述べる憲法裁判所を新設することとの関係から、裁判所という章題とした。この「裁判所」の章は、現行の下級裁判所から、高等裁判所、そして最高裁判所という一般の裁判所について規定したもの。ここでの特色は、「行政裁判所」の規定をおいたこと（第81条）。公務員・国防軍人の機密漏洩へ対処。

今日のインターネットの時代、陸上自衛隊の隊員名簿が漏洩したり、役所の機密事項が漏洩している。いまの「司法裁判所」体制では、犯人を捕らえても、民法や刑法の刑罰以上の刑を課すことが出来ない。しかし、国家機密の漏洩などは、国益を害する重大犯罪であるから、これらの犯罪については「行政裁判所」を置き、法律で重い刑罰を課すことを認めるべきである。

〔第6章 憲法裁判所〕（新設第87条～92条、平成15年第1次新憲法案から採用している）

現行の司法裁判所では、憲法に適合するか否かが提起されたとき、政治的課題として判断を

避ける傾向がある。憲法裁判所を置くことにより、違憲の判決が出れば、国会も憲法改正を審議しやすくなる。なお、憲法裁判所裁判官の公正を期すため、定数15名のうち、国会議長、総理大臣、最高裁判所長官が、それぞれ5名ずつを任命する点が、特色である。

〔第7章 財政〕（平成15年の第一次新憲法案でも規定している）

現行憲法89条〔公金の支出制限〕では、私立学校や福祉施設などに公金が使用できないので、この第3次案では、教育と慈善・博愛は除外している（第96条）。なお、大きな特色として、現行憲法では削除されている「継続費」を復活する条文を置いていた（第98条）。省庁外郭の特殊法人の乱立・弊害を阻止するため。

〔第8章 地方自治〕（平成15年の第一次新憲法案でも規定している）

現行憲法で、「地方自治の本旨に基づいて」という抽象的な言葉があるせいか、近年「地域主権」なる言葉がはやっているが、「主権」は国家の属性であり、地域に主権はないので、この「地方自治の本旨」なる言葉を外し、「地方公共団体は、国と協同して国民福祉の増進に努めるものとする。」とした。また、当団体案では第107条で「国家緊急事態宣言下で、内閣の指揮権下に入る」条文を新設した。

〔第9章 安全保障〕（平成15年第一次新憲法案では第2章としたが、今回後ろへ置いた）

現行憲法は、第2章にたった1ヵ条2項を置き、武力行使の永久放棄、陸海空軍の不保持、（独立国に認められる）交戦権さえ否認、という非独立国憲法の内容である。当団体は、当初から、独立国として「国防軍」を持ち、その組織、運営、発動に要件を定めるのが正しいと考え、第108条～114条を置いている。平成18年の第二次新憲法までは、第2章においたが、現在の戦争放棄条項への宗教的信奉者がおり、第2章の段階で拒絶反応を起こす人もいたので、憲法改正には、第9条ばかりではなく、改正すべき沢山の項目があることを知ってもらった上で、安全保障を考えるのも、一つの手段・方法であると考え、後章へ回してみた。憲法には、まず、平常時の規定を置き、その後に非常時の規定を置く形式もある。ロシア憲法やドイツ基本法、スイス憲法なども比較的后方へ安全保障条項を置いている。国民の国防・安全保障認識が高まれば、国家の存立事項として、第2章に置くことに賛成である。

なお、他国からの侵略が、国家非常事態であることは当然だが、地震国日本では、大震災・大津波・原発事故など大災害も国家非常事態といえる。これについては、他国の憲法には、国家非常事態宣言条項、緊急財政処分条項、誰が指揮者か、の規定があるのに、現行日本国憲法には、そうした条項がない（明治憲法にはあったが）。それは、占領下につくられ、非常事態では、占領軍が対処する建前であったので条文がないことを、清原淳平会長が、今年の国民大会で詳細に解説をしている。その点、当団体では、すでに平成15年第1次案から条項を置いている。今回の第3次案では、緊急事態対処規定としては、第78条、第37条、第107条に条文を置いている。

〔第10章 改正〕（平成15年第一次新憲法案をほぼ採用した）

現行憲法第96条〔改正手続〕は、「衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民の過半数の賛成」とあり、発議からして、衆議院でも3分の2以上、参議院でも3分の2以上での国会発議という、世界でも極めて改正のむずかしい要件規定である。これでは、改正は不可能に近いことなので、最近、国会で、まず、この第96条〔改正手続〕から改正しようとの声が挙がっている。合法的に改正するには、これは正しい。実現してほしい。

当団体第3次案では、前述のように、単一国会となるので、「改正案の提起は、在籍国会議員数の3分の1以上か、または内閣からも提案出来る」など、改正要件を大幅に緩和した。

〔第11章 最高法規〕（平成18年第二次新憲法案をほぼ採用した）

最高法規については、本来、憲法は当然、最高法規なので、特に規定をおいてない憲法も多いが、現行日本国憲法は、アメリカ憲法に準じて、最後に「最高法規」の章をおいている。

当団体でも、置くかどうか論議があったが、平成18年・新憲法第2次案で置くこととしたが大幅修正した。現行第97条〔基本的人権の本質〕は、前文の文言の繰り返しであり、基本的人権はすでに定着しており、また、今回の新憲法第3次案の「第2章 国民の権利及び責務」詳細に明記してあるので除外した。この章の改正での当団体の特色は、現行憲法第98条で、第1項にこの憲法の最高法規性を謳い、第2項で日本国が締結した条約や確立された国際法規の遵守を謳っているのを、それぞれ別の条（第116条と第120条）とに書き分けたことである。

けれど、これまでのように同じ条項にあると、学問的に第1項が原則規定とされ、そのため第2項の締結条約・国際法規よりも、第1項の憲法遵守の方が上位規定と解釈され、条約に反しても、憲法だけ守ればよいとの憲法優位説に支配されてきた。

しかし、日本国は、内閣法制局などが、「集団的自衛権は、第9条の憲法解釈からあっても行使できない」というが、日本国は、国際連合憲章を、昭和27年、国会で承認し、昭和31年に加盟が認められ、同年に発効・公布されている。国連憲章第51条には“加盟国には、個別的自衛権とともに集団的自衛権が認められている”し、昭和35年に締結・公布された「日米安保条約」にも、“両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛権の固有の権利を有していることを確認し”との明記がある。したがって、日本は、ここで、加盟・批准した国際法規・条約の優位性を認識し、それと矛盾する憲法の条項を改正するべきである。そのために第116条は、憲法は国内法においては最高法規であるが、それに反する国際法規や条約に加盟した以上、それに反する憲法の条項を改正するべきである。その意味で、当団体では、両規定を別々の条項に書き分けたことを、御理解いただきたい。

- ◎ これは、「新しい憲法をつくる国民会議」（＝自主憲法制定国民会議）に著作権があります。この4頁全文、または一部を引用するときは、当団体の許可をとって下さい。また、引用するにあたっては、当団体のこの文書から引用したことを、明記して下さい。

新しい憲法をつくる国民会議 ㊦104-0028 中央区八重洲2-6-16 北村ビル内
電話 03-3581-1393 <http://www.sin-kenpou.com/>